

諮問日：平成28年5月9日（平成28年度（最情）諮問第3号）

答申日：平成28年7月15日（平成28年度（最情）答申第23号）

件名：女性裁判官の人数が分かる文書の開示判断に関する件（文書の特定）

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

「女性裁判官（簡裁判事は除く。）の人数が分かる文書（全国の合計人数の他、最高裁判所及び全国の下級裁判所ごとの人数が分かる文書）（最新版）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、「女性の政策・方針決定参画状況調べ」（平成27年12月，内閣府男女共同参画局）（以下「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、その一部である37ページ（以下「本件開示部分」という。）を開示した判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの本件開示申出文書についての裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成28年4月4日付けで本件対象文書の本件開示部分について情報提供をする旨の原判断を行ったところ、本件対象文書は本件開示申出文書ではないなどとして取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

本件対象文書の本件開示部分は、最高裁判所及び全国の下級裁判所ごとの女性裁判官の人数が分かる文書ではないから、本件開示申出文書とは異なる。

本件開示部分には、平成26年4月までの総数については裁判所職員定員法が定める定員を記載しているから、なぜ男性及び女性の内訳を記載できるのかが不明である。また、本件開示部分に記載された判事補の人数については、定

員すら記載されたものではない。

本件開示部分には、「最高裁判所調べ」と書いてあるから、最高裁判所が内閣府男女共同参画局に対し、女性裁判官の人数に関するデータを提供するために作成した文書が、本件対象文書とは別に存在するといえる。

#### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所事務総長の説明は、理由説明書によれば、以下のとおりである。

##### 1 最高裁判所の考え方

原判断においては、本件開示申出文書に該当するものとして、本件対象文書を特定し、その一部である本件開示部分を開示したが、当該判断は妥当である。

##### 2 理由

本件対象文書は、毎年、内閣府男女共同参画局が作成するものであり、最高裁判所は、同局から送付を受けて取得したものであるが、本件開示部分には、少なくとも女性裁判官の全国の合計人数が記載されている。

また、本件開示申出文書のうち、最高裁判所及び下級裁判所ごとの女性裁判官の人数が分かる文書は、最高裁判所の司法行政事務に用い、又は用いることが予定されていないことから、作成していない。

#### 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- |   |           |                     |
|---|-----------|---------------------|
| ① | 平成28年5月9日 | 諮問の受理               |
| ② | 同日        | 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受 |
| ③ | 同月16日     | 苦情申出人から意見書を收受       |
| ④ | 同年6月1日    | 審議                  |
| ⑤ | 同年7月11日   | 審議                  |

#### 第6 委員会の判断の理由

- 1 本件開示申出は、苦情申出人が、最高裁判所に対し、本件開示申出文書の開示を申し出たのに対し、最高裁判所事務総長が、本件対象文書を対象文書とし

て特定して本件開示部分を開示したところ、苦情申出人が、本件対象文書は本件開示申出文書に当たらない、他にも本件開示申出文書があるはずであると主張して苦情申出をしたものである。これに対し、最高裁判所事務総長は、本件対象文書は本件開示申出文書に当たり、本件対象文書以外には本件開示申出文書に該当する文書は存在せず、本件開示申出文書の特定に係る原判断は相当であるとする。そこで、本件対象文書の本件開示申出文書該当性及び本件対象文書以外の本件開示申出文書の保有の有無について検討する。

- 2 本件対象文書の本件開示部分は、「女性の政策・方針決定参画状況調べ」（平成27年12月、内閣府男女共同参画局）と題する文書の37ページであり、「エ. 司法」との標題の下に、「①裁判官」と題する表（以下「表①」という。）と「②指定職相当以上の判事、最高裁判所判事・高等裁判所長官」と題する表（以下「表②」という。）が記載されている。表①には、「合計」、「判事」及び「判事補」につき、それぞれ「総数」、「女性」、「男性」、「女性の割合」及び「男性の割合」の欄が設けられ、昭和55年6月、昭和60年6月、平成2年6月、平成7年4月、平成12年から平成26年までの毎年4月及び平成26年12月の人数又は割合が記載されている。表②には、「指定職相当以上の判事」及び「最高裁判所判事・高等裁判所長官」につき、それぞれ表①と同様の欄が設けられ、平成17年から平成26年までの毎年4月及び平成26年12月の人数又は割合が記載されている。

したがって、本件開示部分には、少なくとも女性裁判官の全国の合計人数が記載されていると認められるから、本件対象文書は、本件開示申出文書に該当すると認められる。

- 3 また、最高裁判所事務総長は、本件開示申出文書のうち、最高裁判所及び下級裁判所ごとの女性裁判官の人数が分かる文書は、作成していないと説明するところ、これらを作成していることを推認するに足りる事情はうかがわれないから、上記説明は合理的といえ、最高裁判所において、本件対象文書以外に本

件開示申出文書を保有しているとは認められない。

この点につき、苦情申出人は、最高裁判所が内閣府男女共同参画局に対してデータを提供するために作成した文書が別に存在すると主張する。しかし、本件対象文書が公表されるものであり、また、最高裁判所にも提供されるものであることからすると、最高裁判所が内閣府男女共同参画局にデータを提供するために何らかの文書を作成したとしても、最高裁判所において、提供後もこれを保有し続けなければならない事務の必要があるとする事情はうかがわれない。そうすると、最高裁判所において、当該文書をデータ提供後すぐに廃棄していたとしても不合理とはいえないから、当該文書を最高裁判所において保有していないことは、何ら不合理ではない。

- 4 以上のとおりであるから、本件対象文書を対象文書として特定し、それ以外に本件開示申出文書が存在しないものとした原判断については、本件対象文書は本件開示申出文書に該当すると認められ、また、最高裁判所において、本件対象文書以外の本件開示申出文書を保有しているとは認められないので、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長                    高   橋                    滋

委                    員                    久   保                    潔

委                    員                    門   口   正                    人